

「足立区バリアフリー地区別計画（六町周辺地区編）（素案）」に関する
パブリックコメントの実施結果及び意見に対する区の考え方について

1 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間

令和6年11月25日（月）～令和6年12月24日（火）

(2) 意見提出者数等

ア 意見提出者数・意見件数	5名（9件）
イ 提出方法	
（ア）区ホームページの意見受付フォーム	5名（9件）
（イ）郵送	0名
（ウ）FAX	0名
（エ）窓口への持参	0名

2 意見の順番構成について

(1) 地区別計画（六町）の対象施設・経路に関する意見	2件	意見番号
ア 生活関連経路（浏江495号）に関すること		・・・ 1
イ 生活関連施設（六町駅）に関すること		・・・ 2
(2) 地区別計画（六町）の内容に関する意見	5件	意見番号
ウ 視覚障がい者誘導用ブロックに関すること		・・・ 3
エ 道路の事業に関すること		・・・ 4
オ 建築物の事業に関すること		・・・ 5・6・7
(3) 地区別計画（他地区及び区全体）の対象施設に関する意見	2件	意見番号
カ 綾瀬・北綾瀬周辺地区の旅客施設に関すること		・・・ 8・9

3 意見の概要及び区の考え方

(1) 地区別計画（六町）の対象施設・経路に関する意見 2件

No	寄せられた意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
ア 生活関連経路（浏江 495 号）に関すること			
1	生活関連経路（ネットワーク経路）に指定されている浏江 495 号は、交通弱者への配慮が乏しく、改善を求める。一定の車両交通があるものの信号が無く、横断歩道は非常に少ない。また、準歩道となっており歩道幅が狭いにも関わらず、電柱が歩道内に設置されており、車椅子やベビーカーなどは一部区間で車道の通行を余儀なくされている。	浏江 495 号における歩行者等の安全対策として、まずは区画線やカラー塗布の路面標示を施工いたしました。 引き続き、交差点や準歩道における歩行者の円滑な移動に向けた対策について、警察等と相談・協議してまいります。	2
イ 生活関連施設（六町駅）に関すること			
2	子育て世代の観点から、駅の北側にもエレベーターを設けて欲しい。南側の 1 機だけだと移動が大変である。	駅のバリアフリー経路について、国が策定している「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、最も一般的な経路（主動線）のほか、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましいとの考え方が示されており 区としては、鉄道事業者に対し、上記ガイドライン等に基づき、駅の北側のエレベーター設置などを含むバリアフリー経路の確保に積極的に取り組むよう推進してまいります。	3

(2) 地区別計画（六町）の内容に関する意見 5件

No	寄せられた意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
ウ 視覚障がい者誘導用ブロックに関すること			
3	（概要版 p12 の写真） カーブした誘導ブロックは視覚障がい者には歩行困難な事例となるため、直線歩行の誘導ブロックの事例に差し替えて欲しい。	地区別計画の本策定においては、直線歩行の誘導ブロックの事例となる写真を掲載（差し替え）いたします。	5

No	寄せられた意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
工 道路の事業に関すること			
4	<p>歩道と道路に少しの段差がある箇所が多々あり、ベビーカーの移動や、子ども(幼児)の自転車移動で危険を感じる。</p>	<p>歩車道の境界部は、視覚障がい者が当該部分を白杖や足により容易に認知できるようにするため、法令等により「高さ2cmを標準とした段差を設ける」としています。</p> <p>区道においては、平成26年度に障がい者団体等との協議を行い、車いすやベビーカー等のスムーズな通行が可能なUD型ブロック(※)を標準規格としました。</p> <p>六町地区を含む区全域において、区道の改修や新設工事等の際、同ブロックを使用した段差解消を進めてまいります。</p> <p>※ 従来の段差2cmをスロープ状にして縁端高さ0cmとし、段差として認識しやすいよう特殊ゴムピースが埋め込まれたブロック。</p>	3
オ 建築物の事業に関すること			
5	<p>(素案p17関係)</p> <p>建築物の出入口の現状と課題について、玄関入口の誘導ブロック上に足拭きマットが設置され、途切れている。点字ブロックと足拭きマット兼用の備品が草加市役所に設置されているため、参考にして欲しい。</p>	<p>六町地区では、誘導ブロックの上に玄関マットを置いている区施設はありませんでしたが、引き続き区全域における課題として取り組んでまいります。</p> <p>誘導ブロックの上に物や自転車を置かないよう呼びかけており、施設入口の玄関マットについても、置き方等を含めて、施設管理者に対し周知啓発を行う旨、地区別計画の「教育啓発特定事業」に記載しております。</p>	5
6	<p>(素案p17関係)</p> <p>建築物の駐車場の現状と課題について、障がい者用駐車場に屋根か庇(ひさし)を設置するようにして欲しい。都の福祉のまちづくり条例及び足立区のユニバーサルデザイン導入チェックリストでも記載されている。</p>	<p>東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備基準や足立区公共建築物整備基準(ユニバーサルデザイン導入チェックリスト)に基づき、雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮して、可能な限り、屋根または庇(ひさし)の設置に取り組んでまいります。</p> <p>技術的な課題等がある施設については、常駐職員によるソフト対応(雨天時などのサポート)の取り組みも並行して行ってまいります。</p>	5

No	寄せられた意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
7	男子・女子・バリアフリートイレの入口に、□△○（青、赤、黄）の印を他の地域と同様につけるとよい。	区では、障がい者団体と相談し、平成24年度から区施設のトイレの入口にオリジナルマーク（四角、三角、丸型の浮出しサイン）を設置しています。このオリジナルマークは、視覚障がい者の方が触ることにより、男子・女子・バリアフリートイレの区別が可能となっております。 引き続き、施設の整備・改修等の際、トイレの入口に設置していくよう区全域で取り組むとともに、その旨を計画にも記載いたします。	4

(3) 地区別計画（他地区及び区全体）の対象施設に関する意見 2件

No	寄せられた意見の概要	区の考え方	全文一覧 参照番号
カ 綾瀬・北綾瀬周辺地区の旅客施設に関すること			
8	綾瀬駅西口のバリアフリーが全く進んでいないのは何か理由があるのか。駅の敷地内に入るために数段の階段、改札を通過後にはエスカレーターの前にまた数段の階段を使う必要があり、ベビーカーや車椅子は離れた東口へわざわざ回らなければいけないのか。	綾瀬駅西口のバリアフリー化について、施設管理者である東京メトロに確認したところ、駅舎の構造や周辺の用地などの制約があり、エスカレーターの地上部までの設置やエレベーター設置が困難と聞いております。 そのため、ベビーカーや車椅子等が利用されるバリアフリー経路として東口をご案内しているのが現状です。 区では、当事者や施設管理者等のご協力のもと、令和5年度末に「バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）」を策定しました。この計画に基づき、今後も施設管理者と相談・協力し、綾瀬駅西口のバリアフリー化に向けてハード・ソフトの取り組みを推進してまいります。	1
9	駅前の整備などで街のブランディングを進めるのは良いが、駅の出入口がバリアだらけというのはいかがなものかと思う。一方的な開発だけでなく、駅を運営する企業への働きかけも区の役割だと思う。		1

4 寄せられた意見の全文

ご意見について、原文のまま掲載しています。ただし、次の場合は全部・一部の削除又は、概要のみを掲載しています。

(1) 全文の公表を希望しない場合

(2) 個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を損ねるおそれのある情報など

No	いただいた意見
1	<p>綾瀬駅西口のバリアフリーが全く進んでいないのは何か理由があるのでしょうか。まず駅の敷地内に入るために数段の階段、改札を通過後にはエスカレーターの前にまた数段の階段を使う必要があります。ベビーカーや車椅子は離れた東口へわざわざ回らなければいけないのでしょうか？駅前の整備などで街のブランディングを進めるのは良いのですが、その入り口となる駅の出入り口がこのご時世にバリアだらけというのはいかがなものかと思えます。一方的な開発だけでなく、駅を運営する企業への働きかけも区の役割だと思のですが、どうお考えでしょうか。</p>
2	<p>渚江 495 号は生活関連経路（ネットワーク経路）に指定されており、一定の車両交通がある。特に朝の時間帯では補助第 140 号の混雑の抜け道として利用される事が多く、30 キロメートルの制限速度を超過した走行車両が多く認められる。かかる環境にも関わらず、信号が無く、横断歩道は非常に少ない。また、準歩道となっており歩道幅が狭いにも関わらず、電柱が歩道内に設置されており、車椅子やベビーカーなどは一部区間で車道の通行を余儀なくされている。総じて交通弱者への配慮が乏しく、改善を求める。</p>
3	<p>子育て世代の観点でご意見申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六町駅北側にもエレベーターを設けて欲しい。六町エリアは価格が広く、南側の 1 機だけだと移動が大変。 ・歩道と道路に少しの段差がある箇所が多々あります。ベビーカーの移動や、子ども(幼児)の自転車移動で危険を感じる事が多々あります。
4	<p>多機能トイレに、□△○（青、赤、黄）の印を他の地域と同様につけるとよい。</p>
5	<p>①概要版p12 の写真の公園入口からトイレまでのカーブした誘導ブロックは、視覚障害者には歩行困難な事例となるので、直線歩行の誘導ブロックの事例に差し替えてください。</p> <p>②素案p17 の建築物の出入口の現状と課題ですが、玄関入口の誘導ブロック上に足拭きマットが乗っかっていて、途切れてしまいます。</p> <p>点字ブロックと足拭きマット兼用の備品が草加市役所に設置されているので、参考にしてください。</p> <p>③素案p17 の建築物の駐車場の現状と課題欄ですが、障害者用駐車場には、屋根か庇を設置するようにしてください。</p> <p>このことは、都の福祉のまちづくり条例及び足立区のユニバーサルデザイン導入チェックリストでも記載されています。</p>